

お知らせ『りしり富士』

基本的な感染対策を継続しましょう。

コロナウイルス対策本部

引き続きマスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします！

10月31日をもって北海道の「秋の再拡大防止特別対策」期間が終了し、自粛要請も緩和されています。

新規感染者数も低い状況が続いておりますが、引き続きマスクの着用などの基本的な感染対策を徹底し、再拡大の防止にご協力をお願いします。



密集をさけよう



密接をさけよう



密閉をさけよう

3つの密（密集・密接・密閉）の回避



マスクをしよう

マスクの着用



手を洗おう

石けんによる手洗い



消毒をしよう

手指消毒用アルコールによる消毒の励行

「北海道飲食店感染防止対策認証（第三者認証）制度」について

産業振興課商工観光係

北海道では、道内の飲食店を対象に、感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策実施されている場合に認証する制度（通称：第三者認証制度）を実施しております。

この制度は、飲食店が取り組む新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、道が認証を行うことにより、飲食店における感染防止対策の実効性を高めることを目的に実施されております。

第三者認証制度についてのお問い合わせは、下記のとおりとなっておりますので、お知らせ致します。

○お問合せ（制度概要・認証基準の内容）

電話 0570-783-816

受付時間 平日9:00~18:00

○ホームページ（制度の詳細や、電子申請の受付）

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/78518.html>

温泉プール「湯泳館」 飲料水の持ち込みについて

産業振興課商工観光係

11月より、利用者の健康管理と感染防止対策の一環として、プール施設内への『飲料水』の持ち込みを可としますので、お知らせいたします。

ただし、飲み物は入口付近にある【ドリンク置き場】に置き、ご自身の物と分かるよう目印をつける等の工夫をしていただいたうえで、ペットボトルや水筒など、必ずフタのついた物をご使用くださいますようお願いいたします。

また、衛生管理上、プールへ飲み物が混ざらないよう、プール付近又はプールに入りながらの飲用はしないよう、十分にご注意ください。

例) 可 : ペットボトル、水筒等フタの付いているもの等

不可 : 紙パック、缶、ストローの付いているもの等



来年度、令和4年4月から保育所へ入所希望される児童を募集しますので、下記内容をご確認の上、期日までにお申し込み下さい。


(現在入所されている方で継続入所を希望する方は、各保育所で継続申込書を配布します。)

また、4月以降(年度内)途中の入所をお考えの方につきましても、必ずご申請(提出書類が間に合わない等の場合はご相談)下さいますようお願いいたします。

- 1) 保育所名 鷺泊保育所 鬼脇保育所
- 2) 開所時間 午前8:00~午後4:00
※預かり保育(別料金)による午後4:00~5:30も可
- 3) 受付期日 令和3年11月8日(月)~令和3年12月10日(金)
- 4) 申請手続き 町ホームページより申請書類をダウンロードし(申請書様式は役場・鬼脇支所でも備え付けてあります)必要事項を記入・下記の必要書類添付の上、郵送、メール又は担当窓口までご提出下さい。
(提出書類 ①入所申請書 ②下記A~Hで該当する書類1枚)

※新規に申し込みされる方で令和3年1月1日時点で利尻富士町に住所がない方は世帯の所得課税証明書も添付下さい。

※メールで提出の際は、①②の他に公的身分証明書(マイナンバーカード又は運転免許証の写し)の画像を添付下さい。

- 5) 提出先 役場福祉課又は鬼脇支所(※継続入所の場合は各保育所)
(メールQRコード: fukushikaigo@town.rishirifuji.hokkaido.jp) 
- 6) 入所対象児童 平成28年4月2日以降に生まれた家庭保育に欠ける児童
- 7) 保育所へ入所できる基準 保育所へ入所できる児童は、保護者が以下のいずれかの事由に該当する必要があります。(添付が必要な書類も合わせてご確認ください)
 - A 就 労 家庭外労働【→雇用主の雇用証明書(母親分)を添付】
家庭内労働【→家庭保育が出来ない理由書を添付】
 - B 疾病・障害 病気、けが療養中又は、精神・身体に障害があること【→診断書を添付】
 - C 介護・看護 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護【→診断書を添付】
 - D 災害復旧 災害の復旧にあたっていること【→罹災証明書等を添付】
 - E 就職活動 就職活動を継続的に行っていること【→ハローワーク求職票等を添付】
 - F 就 学 職業訓練校及び学校教育法に規定する学校等に在学していること
【→学生証等を添付】
 - G 育児休暇 育児休暇の為、児童の保育ができない場合【→関係を証明できる書類を添付】
 - H その他 A~G以外に該当する場合【→家庭保育ができない理由書を添付】
- 8) 入所決定 町の規定により審査し、入所者を決定します。決定後、入所承諾書を申込者に交付します。(2月下旬を予定)また、入所が不相当と認めたときは、理由等を明記した不承諾通知書を交付するものとします。
- 9) 保育料等 令和元年10月より、町では子育て世帯の負担の軽減と公平性を考慮し、国の無償化対象範囲をさらに拡大し、年齢・所得に関係なく、入所するすべての子供を無償化することとしました。ただし、これまで保育料に含まれていた「食材料費(給食費)」(入所している子ども一人につき月額4,800円については、無償化の対象外で原則保護者負担となります。

※「ひとり親・生活保護世帯」「年収360万円未満の世帯」「第3子以降の子どものいる世帯」に該当する方は食材料費の月々の支払いが免除されます。

何かご不明な点がございましたら、福祉課福祉介護係(82-1113)までお問合せ下さい。

テーマ：逞しく、豊かな郷土の文化の振興をめざして
『教養を高め、心豊かな文化の町にしましょう』（町民憲章より）

今年度の一般・子ども作品展については、下記日程で行ないますので、ぜひご来場ください。なお、総合開会式および子ども作品展鬼脇会場については、感染症対策により中止となりますのでご理解願います。

- ◆日 程 11月20日（土）～11月23日（火） 午前9時～午後8時
- ◆会 場 総合交流促進施設りぷら
- ◆展示内容 【一般】書道・絵画・写真・手芸・文芸など
【子ども】町内保育所（年長児）・児童・生徒の作品（絵画・工作・書道）、
鷺泊ふじっ子教室作品

*一般作品募集中！

文化協会では、一般作品展の作品募集をしております。

陶芸・書道・写真・手芸・絵画など、多くのおみなさんの応募をお待ちしております。

ご連絡は、事務局 辰己（Tel 82-2237）
もしくは教育委員会（Tel 82-1370）へ。



「外出お助け車両」の運行について

利尻富士町社会福祉協議会

高齢者の方々の外出のお手伝いと、新型コロナウイルス感染症による閉じこもりの解消や、フレイル予防のため、「外出お助け車両」の運行を実施いたします。「冬期間の路線バスの乗り降りが不便」「待合時間が合わない」「買い物に行きたいけど頼める人がいない」「金融機関などで用事を足したい」など、ちょっとしたお出かけの際にぜひご利用ください。

1. 対象者 75歳以上で自家用車のない世帯の方
2. 運行期間 令和3年11月から令和4年3月まで
3. 利用範囲 買い物、金融機関、役場まで運転手に行先を申し付けください。
4. 利用方法
 - ・利用したい日を指定してください。（ただし、運行日は月曜日～金曜日となります）
 - ・迎えに行く時間は、午後1:00～午後3:00のなかで指定してください。
 - ・利用する人数については、**必ず2名以上4名まで**とさせていただきます。（新型コロナウイルス感染症の対策のため）
 - ・**利用する2日前まで**にご連絡ください。
5. 利用料 「無料」
6. 申込み 利用日の2日前までに**社会福祉協議会「電話（82-2791）」**へご連絡下さい。
7. その他 新型コロナウイルス感染症の感染予防ため、外出前の検温（37.5℃以上の方はご利用できません。）・マスクの着用・手指消毒のご協力をよろしくお願い致します！

快適な冬をすごすため、 除雪は皆さんの ご協力が 必要なのです。



1. 路上駐車のご協力ください。

路上駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりではなく、吹雪や夜間などには事故の恐れがありますので、路上駐車をなくしましょう。



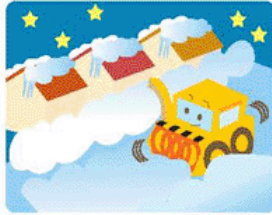
2. 屋根の雪、つららの撤去にご協力ください

屋根の雪やつらなどが歩道上に落下した場合には、人命に関わる場合がありますので、雪下ろしなどに心がけてください。



3. 深夜早朝作業にご協力ください。

通勤・通学の時間帯までに除雪を完了させるために、深夜及び早朝に作業を行う場合がありますのでご協力ください。



4. センターラインを越えて作業する場合があります。

道路のセンターライン付近を除雪する際に、センターラインを越えて作業する場合がありますので、ご注意ください。



5. マンホールに雪を捨てないでください。

マンホールは雪を捨てる場所ではありませんので、投雪すると本来の排水機能が低下したり、歩行者の障害になります。



6. 車道へ雪を出さないでください。

車道へ雪を出してしまうと、道路がごぼこりになったりして交通事故や道路障害の原因になり、非常に危険ですので、車道への雪出しはやめましょう。



7. 除雪後の間口に段差ができますので注意してください。

車道の除雪後には、除雪後の間口に段差ができてしまう場合がありますので、ご注意ください。



8. 道路から家庭までの除雪にご協力ください。

皆さんの玄関や車庫の前に、どうしても雪が残ってしまう場合があります。玄関から道路までの除雪は、家庭生活のため、皆さんのご協力が必要です。



9. 道路の適正な使用にご協力ください。

自宅前の路上や車庫出入口の障害物（車庫入口の台、看板用ブロックなど）は除雪の支障になりますので撤去をお願いします。



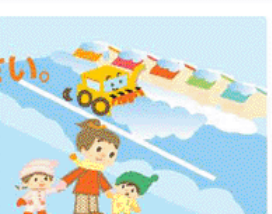
10. 子供のそり遊びなどによる飛び出しは危険です。

そり遊びやミニスキーなどの楽しい遊びも、道路へ飛び出しては事故を引き起こしてしまいます。道路付近の雪山で遊ばないでください。



11. 除雪車などには近寄らないでください。

除雪作業中は大変危険ですので除雪車が来たら近寄らないでください。



道路を広く除雪できるよう車の放置はやめましょう。
みんなで歩道の除雪に協力し道路を広く使いましょう。

お知らせ『りしり富士』

吉永小百合 主演映画「いのちの停車場」上映のお知らせ

総務課

「吉永小百合」さん主演映画「いのちの停車場」の上映会を総合交流促進施設「りぷら」で行ないます。あわせて「トムとジェリー」も上映します。貴重な機会となりますので、ご家族・友人お誘いあわせの上、是非ご来場ください。

【上映日】11月14日(日)

【場所】総合交流促進施設「りぷら」

【入場料】無料

＜上映時間・回数＞上映時間は下記のとおり・計5回



	開場	開演	終了
① 「いのちの停車場」	8:40	9:00	11:00
② 「トムとジェリー」	11:15	11:30	13:10
③ 「いのちの停車場」	13:20	13:40	15:40
④ 「トムとジェリー」	15:55	16:10	17:50
⑤ 「いのちの停車場」	18:10	18:30	20:30

ポップコーン
無料配布!

【お問い合わせ】利尻富士町役場総務課 電話 0163-82-1112

